

第2号様式

平成23年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成24年2月7日(火) 10:00~12:00 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成23年8月1日から平成23年11月30日まで	
抽出案件	総件数 6件	(備考)
工	一般競争 1件	
	標準指名競争 1件	
事	随意契約 1件	
業	一般競争 1件	
	標準指名競争 1件	
務	随意契約 1件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回答
	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 落札率が前年同期比で5パーセント上がったのは、地震の影響か。</p> <p>2 業務の発注状況について プロポーザル方式がないのはどうしてか。なるべく総合評価落札方式にするようにしているのか。</p> <p>3 応札者が一者であった契約について 特になし</p> <p>4 指名停止等の運用状況について 特になし</p> <p>5 工事発注案件の審議 (1) 一般競争入札 【旭川刑務所新営（建築）第1期工事】 競争参加資格がないと判断された業者があるが、資格要件基準について、前年度と変わった点はあるのか。</p> <p>複数棟を合算できるのは、期間などがあるのか。例えば長期間に2棟施工した場合などは認められるのか。</p> <p>どうしてそのような変更をしたのか。</p>	<p>それもあると思います。</p> <p>総合評価落札方式にしたということではなく、該当する業務がなかったためです。</p> <p>昨年度までは同種又は類似工事の施工実績について、法務省収容施設の建物であれば複数棟を1件の契約で施工した場合には複数棟の合計で審査をしていましたが、今年度からは原則として建物1棟のみで判断することとしました。</p> <p>期間ではなく1契約で判断していました。</p> <p>従前の法務省発注工事は、大規模な建物の新営が少なかったことから、複数棟を合計することを認めていま</p>

大規模な建物の発注が少なくなれば、複数棟合計を認めることになるのか。

過去の既得権（複数棟合計面積等の施工実績で判断する）を認めつつ新たな基準も認めることは考えてはいないのか。

工事実績は複数提出することは可能か。

競争参加資格が認められなかった業者は複数提出することもできたということか。

基準を変更した場合に告知などはあるのか。また、ホームページなどで新旧対照表を表示するなどはないかのか。

入札説明書に施工実績の記載があり、「原則として、建物1棟で判断する（ただし、増築の施工実績・・・当該部分を建物1棟とみなす。）ので留意すること。」とされているが、ただし書部分が分かりづらい。また、「原則として」とある以上例外があると思うが、どのようなケースを想定しているのか。

したが、近年、大規模な建物の新営案件が増加しましたので、複数棟合計を認めることはせず、原則1棟で判断することにしました。

平成13年度ころから多額の補正予算が認められた結果、大規模な建物の施工実績を提出することが可能となりましたので、今後しばらくは1棟で判断する予定です。

一つの工事に求められる技術力は一定であると考えており、法務省の工事とそれ以外の工事とのバランスをとった結果、原則1棟で判断することにしました。

可能です。

できました。

告知などはしていません。入札説明書、要件設定基準等をよく読んでいただきたいと思います。

例外はただし書のケースを想定していますので、今後は「原則として」及びただし書の括弧を削除します。

他の工事で今回のように同種又は類似工事の条件を読み間違えたケースはあったか。

競争参加資格なしと認められたことは他の業者に分からないのか。

多くの業者に参加してもらうためにも、このような資格要件基準の変更は大変重要なことなので、ホームページに新旧対照表を載せるなど検討してはどうか。

(2) 標準指名競争入札

【鹿児島刑務所農場区教室及び倉庫建替え工事】

プレハブ工法にしなければならない理由はあるのか。

プレハブ工法の採用が適切であったという「選択の適切さ」がなければ、プレハブ協会の会員のみしか入札に参加することができず、他の業者にとって不公平な工事となってしまう。また、業者選定理由について、「プレハブ製作の自社工場を持っていないためにプレハブメーカーに発注せざるを得なくなり、一括下請けとなる」としているが、それは余りにも飛躍した考えであり、自社工場を持っていないということで、プレ

1 件のみです。

公表しているので分かります。

検討します。

現地庁発注ですので推測ではありませんが、簡易な図面で発注することができるからです。一般工法であれば実施設計図書の提出が必要となりますが、プレハブ工法であればこの必要がないことから、現地庁で実情等を考慮した結果、プレハブ工法にしたと思われます。

御指摘のありました点については、今後現地庁を指導します。

ハブメーカー以外の業者を排除するという事は、制限が厳しすぎるのではないかと思うがいかがか。

このような工事をするにあたり、事前に本省に相談はできないのか。

今後、同じようなことが起こる可能性があるということか。

「一括下請け」というのは正しい表現なのか。

建築基準法上プレハブ工事と一般の工事を区別することにはなっていない状況で、今回、プレハブ工事を発注する際に、ゼネコンが受注した場合には一括下請となるからと、あたかもプレハブメーカーしか受注資格がないかのような取扱いをしてしまったことが、よくないのではない

相談はできますが、最終的には現地庁の判断となります。

今後このようなことがないように各庁の担当者に対する説明会等の場において、具体的に事例を紹介するなどして、注意を促していきたいと思っています。

プレハブの構造生産品はプレハブメーカーでなければできません。しかし、それをもって「一括下請け」というとそうではなく、ゼネコンやプレハブメーカーでも取壊し、内装等については下請に出して工事をします。ゼネコンが受注した場合のみメーカーへの一括下請となるという表現は難しいのではないかと思います。また、計画通知についてもメーカーの名称とメーカーの1級建築士での申請の必要はありませんが、計画通知では型式適合認定を建築基準法上とっていますので、同認定を取得しているメーカーを下請とする必要があります。

今後このようなことがないように注意喚起していきたいと思っています。

か。

(3) 随意契約

【市原刑務所新営（建築）工事（第2回変更）】

予定価格より低い額での見積書の提出は可能か。

見積合わせが33回と多いが、回数について改善方法はないのか。

なるべく変更契約をしないようにできないか。

可能です。

回数については、契約の性質上、制限することはできず、改善は困難です。

そのように努力します。

6 業務発注案件の審議

(1) 一般競争入札

【平成23年度国際法務総合センター（仮称）敷地調査】

予定価格の40パーセント台の低い入札であったものの調査した結果、優良な業者であり、予定価格よりもはるかに安い価格で適正に業務を履行でき予算の節約になったと考えられるが、その反面、今回の業者が入札に参加せず、他の業者が高落札率で落札した場合には、過大な利益を得ることになる。そのようなことを考えると、今回の予定価格がはたして適切であったのか疑問がある。予定価格の積算について、公共工事における業務の積算基準は国土交通省が定めているが、現状の積算基準が世間の相場とずれているなどの意見具申をすることはできないのか。

調査業務の場合は、内訳書の提出を求めているのか。

国土交通省でも把握していると思いますが、法務省としては何ともいえません。

低入札価格調査の際に、内訳書の提出を求めています。

何が一番違うのか。

取引価格を参酌して予定価格を調整することは難しいのか。

現場で作業している者が、低落札率の影響で安い賃金で働かざるを得ないなどの影響が出ることを心配している。

日本では業務などの知的な鑑定に対して、欧米に比べると評価が非常に低いといわれているが、今以上に予定価格を引き下げると鑑定の技術力が伸びないなどの弊害も出てくると考えられる。そう考えると今の予定価格が高いとは一概に言えないのではないかと思う。

(2) 標準指名競争入札

【水戸刑務所浴場棟等新営（建築・電気・機械）工事監理業務委託】

予定価格の積算は内部で行っているのか。

今回の入札では予定価格が低かったのか、それとも落札する気のない業者を指名せざるを得なかったのか、どちらか。

業者に業務内容が適切に伝わっていないということはないか。

単価が違います。

市場価格を導入するというのが国土交通書の施策です。今後、市場価格と予定価格が近づいてくると思います。

そうです。

選定基準に該当する業者を全て指名しました。

その点については、各業者に確認はしていませんが、今回の発注業務は水戸刑務所の作業技官が行っていた業務を引き継ぐ形で途中からの発注となったのですが、途中からではなく全体と勘違いした業者もいた可

入札調書を見る限り、十分な説明が行われ、適切な業者が選ばれたとは見えない。今後、このようなことのないよう適切な配慮をするべきではないか。

指名業者の選定に関して、今回の業務を得意としていない業者も見受けられるがいかがか。

最終的に不落随契で契約しているが、手続は適正であったのか。

(3) 随意契約

【美祢社会復帰促進センター収容棟等設計その2業務（第4回変更）】

今後、本件のような変更契約はなくなるということによろしいか。

能性はあるのではないかと思います。

ただ、そのようなことは当然ながら入札説明書等に記載し事前に伝えてあります。

御指摘を踏まえ注意します。

発注先の現地庁もそのような懸念があったため、通常10者選定するところ、希望業者を18者選定しています。

法的な問題はありませんが、今後は不落随契を実施する場合は、事前に不落随契を実施する可能性があることを指名通知書に明記するよう指導します。

平成24年度以降、行わないこととしています。